

## 東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業に係る調査検討業務に係る需要データ等の交付要領

### 1. 目的

高砂市、加古川市、稲美町及び播磨町（以下、「2市2町」という。）が計画する電力地産地消事業について、民間事業者が参画可能性を検討できるよう必要な基礎データを交付するにあたり、本要領において、それに必要な事項を定めるものである。

### 2. 交付対象者

民間事業者のうち経済産業省に登録されている小売電気事業者

### 3. 交付データ

「東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業に係る調査検討業務報告書」に用いた2市2町の公共施設毎30分電力量需給データ及びエコクリーンピアはりま30分電力量発電データ（非FIT逆潮流）

### 4. 交付手続

#### （1）交付依頼

交付を希望する小売電気事業者（以下、「依頼者」という。）はデータ交付依頼書に以下の事項を記載し、当市生活環境部環境政策課に電子メール（PDF形式）で提出するものとする。

- ①所在地
- ②商号又は名称
- ③代表者の職、氏名
- ④責任者の職、氏名
- ⑤担当者の所属、氏名及び連絡先、電子メールアドレス
- ⑥小売電気事業者の許可番号
- ⑦その他必要事項（「5. 交付条件④」に掲げる内容等）

#### 【提出先】

高砂市生活環境部環境政策課      電子メール [tact2915@city.takasago.lg.jp](mailto:tact2915@city.takasago.lg.jp)  
電 話      079-443-9065

#### （2）依頼内容の確認

当市は前項による依頼を受けた場合、依頼者に以下の確認を行う。

- ①経済産業省ホームページから小売電気事業者の確認
- ②責任者及び担当者の在籍確認

### (3) 交付方法

当市は前項の確認ができた依頼者に対し、大容量ファイルシステムのリンク先及びパスワードを電子メールにて通知する。(大容量ファイルシステムからのダウンロードは1回のみ可能とする。)

## 5. 交付条件

- ①交付データは、東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業への参画の検討にのみ使用し、それ以外の目的で使用しないこと。
- ②交付データは、使用后、依頼者が責任をもって消去し、紙面及び電子媒体その他の一切の手段で保管しないこと。
- ③交付データの使用中に、当市から交付データの消去について要請があった場合、それに従うこと。
- ④第三者と共同でデータを使用して検討する場合、依頼者は、あらかじめ当市に第三者の名称、代表者の氏名、依頼者との関係性を明らかにするとともに、前号までの交付条件を第三者にも遵守させること。